**令和７年度版　介護保険べんり帳　音声読み上げ対応　Word版　目次**

**しくみと加入者**…………………………………………………………………………２ページ

・制度のしくみ………………………………………………………………２ページ

・加入者………………………………………………………………………２ページ

・新宿区（保険者）の主な役割……………………………………………３ページ

・サービス提供事業者の主な役割…………………………………………３ページ

・高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）…………………３ページ

**保険料の決めかたと納めかた**…………………………………………………………４ページ

・40歳から64歳のかたの保険料……………………………………………４ページ

・65歳以上のかたの保険料…………………………………………………５ページ

・65歳以上のかたの保険料の納めかた……………………………………６ページ

・保険サービスの給付制限について………………………………………７ページ

・介護保険料の減免について………………………………………………７ページ

・介護保険Ｑ＆Ａ……………………………………………………………７ページ

**サービス利用の手順**……………………………………………………………………８ページ

　・支援・介護が必要と感じたら……………………………………………８ページ

　・要介護認定を受けるには…………………………………………………９ページ

　・介護（介護予防）サービス利用の手順………………………………１１ページ

**費用の支払い**…………………………………………………………………………１３ページ

・利用者負担………………………………………………………………１３ページ

・負担の軽減等……………………………………………………………１５ページ

**サービスの種類と費用**………………………………………………………………１８ページ

・介護保険のサービスの種類……………………………………………１８ページ

・訪問のサービス…………………………………………………………１９ページ

・つうしょ（）のサービス…………………………………………２１ページ

・短期間施設に入所して利用するサービス……………………………２４ページ

・つうしょ（）を中心とした複合的なサービス…………………２４ページ

・住まいを移して利用するサービス……………………………………２５ページ

・介護保険施設に入所する………………………………………………２５ページ

・生活環境を改善するためのサービス…………………………………２７ページ

**介護予防事業**…………………………………………………………………………２９ページ

**高齢者保健福祉サービス**……………………………………………………………３１ページ

**介護保険Ｑ＆Ａ**………………………………………………………………………３５ページ

**高齢者総合相談センターの所在地一覧**……………………………………………３６ページ

**介護保険の担当窓口**…………………………………………………………………３７ページ

**しくみと加入者**

**制度のしくみ**

介護保険は、４０歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって保険料を納め、

介護が必要になったときには、介護保険サービスを利用できる制度です。

住みなれたまちでいつまでも安心してくらせるように、みなさんの住む新宿区が運営しています。

**加入者（被保険者）**

６５歳以上のかたは第１号被保険者です。介護や支援が必要で「要介護・ようしえん（）認定」や

「基本チェックリスト」により、該当者となった場合にサービスが利用できます。

被保険者証は６５歳以上のかた全員に被保険者証が交付されます。６５歳のお誕生日までに郵送します。

サービス利用の手順については８ページをご参照ください。

４０歳から６４歳で医療保険に加入しているかたは第２号被保険者です。

下記の特定疾病が原因で「要介護・ようしえん（）認定」を受けた場合に、サービスを利用できます。

特定疾病とは、かれい（）に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であり、政令で定められています。

・ がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

・ 関節リウマチ

・ きんいしゅくせいそくさくこうかしょう（）

・ こうじゅうじんたいこっかしょう（）

・ 骨折を伴う骨粗鬆症

・ 初老期における認知症

・ しんこうせいかくじょうせいまひ、だいのうひしつきていかくへんせいしょうおよびパーキンソン病

（、）

・ 脊髄小脳変性症

・ 脊柱管狭窄症

・ そうろうしょう（）

・ たけいとういしゅくしょう（）

・ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

・ 脳血管疾患

・ 閉塞性動脈硬化症

・ 慢性閉塞性肺疾患

・ りょうそくのしつかんせつまたはこかんせつにいちじるしいへんけいをともなうへんけいせいかんせつしょう（）

被保険者証は要介護・ようしえん（）状態と認定されたかたに交付されます。

外国籍のかたは、住民登録をしており、３カ月を超えて在留するかた（３カ月以下でも入国目的や生活実態から３カ月を超えて滞在すると認められるかたを含む）が被保険者となります。

被保険者資格の特例（住所地特例）

新宿くがい（）に所在する介護保険施設、養護老人ホーム、有料老人ホーム等に入所し、施設の所在する場所へ住所を変更した場合は、引き続き新宿区の被保険者となります。

新宿区（保険者）の主な役割

・介護保険料の算定・徴収

・被保険者証や負担割合証の交付

・要介護・ようしえん（）認定

・保険給付

・介護保険事業計画の策定

・事業者への指導・監督、地域密着型サービス事業所等の指定

サービス提供事業者の主な役割

・介護サービス、介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスの提供

[指定を受けた社会福祉法人、医療法人、営利法人、非営利組織など]

高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）

　　地域の高齢者の心身の健康と生活の安定のために、必要な支援を総合的に行う機関です。相談を幅広く受付け、関係機関等と協力して、高齢者一人ひとりをサポートします。

主な業務

・高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する総合的な相談対応及び支援

・要介護・ようしえん（）認定申請の受付

・ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり

・高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業

・介護予防ケアマネジメントの実施（ケアプランの作成等）

　区内１１か所に設置。３６ページ参照。

**保険料の決めかたと納めかた**

介護をみんなで支え合います

介護保険の財源

４０歳以上のみなさんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

４０歳から６４歳のかたの保険料

４０歳から６４歳のかた（第２号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。

・国民健康保険に加入しているかた

　介護保険料は世帯に属している第２号被保険者の人数や、所得などによって決まります。同じ世帯の第２号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、せたいぬし（）が納めます。

・職場の健康保険に加入しているかた

介護保険料は健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差しひかれます。４０歳から６４歳の被扶養者（主婦など）は個別に保険料を納める必要はありません。

(問い合わせ先）介護保険課資格係

６５歳以上のかたの保険料

６５歳になると、介護保険料と健康保険料は別々に納めます。

保険料の決めかた

新宿区の介護保険サービスにかかる費用の総額（利用者負担分を除く）のうち、２３％分をまかなうように６５歳以上のかたの保険料基準額（第5段階年額79,200円（ひと月あたり6,600円）が決まります。その基準額をもとに所得段階別の保険料が決められます。

令和７年度保険料は、第９期（令和６年度から令和８年度）介護保険事業計画に基づき決定しました。

新宿区では、年額79,200円を基準額とし、区民の負担能力に応じて、１８段階の保険料段階を設定しています。

区市町村によって、必要な介護保険サービス量や６５歳以上のかたの人数は異なるため、それに伴い基準額も異なります。

６５歳以上のかたの介護保険料（令和７（2025）年度）

前年中の所得等をもとに、下の保険料段階に当てはめて年度ごとに決定します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険料段階と所得などの状況 | 基準額に対するわりあい（） | 保険料 |
| 第１段階・生活保護受給者、中国残留法人等支援給付受給者・世帯全員の住民税が非課税で、本人が老齢福祉年金受給者・世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入金額とその他の合計所得金額を合わせて、80.9万円以下 | 基準額×0.25 | 年額19,800円 |
| 第２段階世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入金額とその他の合計所得金額を合わせて、120万円以下 | 基準額× 0.35 | 年額27,720円 |
| 第３段階世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入金額とその他の合計所得金額を合わせて、120万円超 | 基準額× 0.65 | 年額51,480円 |
| 第４段階本人が住民税非課税で世帯員が住民税課税で、本人の課税年金収入金額とその他の合計所得金額を合わせて、80.9万円以下 | 基準額× 0.8 | 年額63,360円 |
| 第５段階本人が住民税非課税で世帯員が住民税課税で、本人の課税年金収入金額とその他の合計所得金額を合わせて、80.9万円超 | 基準額 | 年額79,200円 |
| 第６段階本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満 | 基準額× 1.1 | 年額87,120円 |
| 第７段階本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上250万円未満 | 基準額× 1.2 | 年額95,040円 |
| 第８段階本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が250万円以上375万円未満 | 基準額× 1.4 | 年額110,880円 |
| 第９段階本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が375万円以上500万円未満 | 基準額× 1.55 | 年額122,760円 |
| 第１０段階本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が500万円以上625万円未満 | 基準額× 1.85 | 年額146,520円 |
| 第１１段階本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が625万円以上750万円未満 | 基準額× 2.1 | 年額166,320円 |
| 第１２段階本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が750 万円以上1,000 万円未満 | 基準額× 2.45 | 年額194,040円 |
| 第１３段階本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が1,000 万円以上1,500万円未満 | 基準額× 2.9 | 年額229,680円 |
| 第１４段階本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が1,500 万円以上2,500万円未満 | 基準額× 3.4 | 年額262,280円 |
| 第１５段階本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が2,500 万円以上3,500万円未満 | 基準額× 3.9 | 年額308,880円 |
| 第１６段階本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が3,500 万円以上4,500万円未満 | 基準額× 4.4 | 年額348,480円 |
| 第１７段階本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が4,500 万円以上5,500万円未満 | 基準額× 5.1 | 年額403,920円 |
| 第１８段階本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が5,500 万円以上 | 基準額× 5.8 | 年額459,360円 |

◎「老齢福祉年金」は、明治44年4月1日以前に生まれたかた等を対象として支給される年金で、老齢基礎年金、老齢厚生年金とは異なります。

◎「世帯状況」は、年度当初の4月1日現在の状況によります。年度途中での転入や65歳となったかたは、資格取得日現在の状況によります。

「合計所得金額」とは

　「合計所得金額」とは、年金、給与、不動産、配当等の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の合計です。（扶養控除、医療費控除、社会保険料控除、基礎控除等の所得控除をする前の金額です。土地、建物や株式の譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額、繰越控除前の金額をいいます。「合計所得金額」と住民税の納税通知書の「総所得金額」や、扶養控除、社会保険料控除などを除いた後の「課税標準額」とは異なります。）ただし、保険料段階の判定においては、土地や建物の譲渡所得に特別控除がある場合、合計所得金額から特別控除額を控除した額をもちいます。

「その他の合計所得金」とは

「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金にかかわるざつしょとく（）を控除した額をいいます。

　合計所得金額が０円を下回った場合は、０円とみなします。

＜介護保険制度における所得指標の見直しについて＞

　平成30年度の税制改正において、給与所得控除及び公的年金等の控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとされ、令和2年分以降の所得税及び令和3年度分以降の住民税について適用されています。

　これに伴い、介護保険料の負担水準や介護保険サービスの利用者負担に関して不利益が生じないよう、住民税非課税者（保険料段階第1 〜第5段階）の保険料段階及び利用者負担割合等を算定する際には給与所得控除及び公的年金等の控除について、税制改正前の例により行っています（利用者負担については、13ページ参照）。

 (問い合わせ先）介護保険課資格係

６５歳以上のかたの保険料の納めかた

**老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の給付額が年額１８万円以上のかたは年金から差し引かれます。これを特別徴収といいます。保険料は、年額を年金の支払い月（４月、６月、８月、１０月、１２月、２月）に年６回に分けて差し引かれます。**

**前年度から継続して特別徴収のかたは、４月、6月は原則として前年度2月の保険料と同額を納めます（仮徴収）。８月、10月、12月、2月の保険料は、前年の所得等をもとに決定した保険料年額から、仮徴収で納めた分を除いて計算します。**

特別徴収の開始時期

・６５歳になった

・老齢・退職年金、遺族年金、障害年金の受給が始まった

・他の区市町村から転入したなど

原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね６カ月後から差し引きになります。それまでは普通徴収（納付しょ（）又は口座振替）で納めます。

本来、年金から差し引かれる「特別徴収」のかたでも、一時的に普通徴収で納める場合があります。

年度途中で保険料が増額になったなどの場合は、特別徴収のほかに増額分を普通徴収で納めます。

年度途中で保険料が減額になったり、年金が一時差し止めになったりした場合は、特別徴収が停止となり、普通徴収による納めかたに変わります。

介護保険制度では、特別徴収の対象となるかたが、普通徴収（納付書や口座振替による納付）を選択することはできません。

**特別徴収に該当しないかたは、納付書や口座振替で各自納めます。これを普通徴収といいます。**

**区から送られてくる納付書や口座振替により、個別に納めます。**

介護保険料は、前年の所得等をもとに7月に決定します。保険料年額（4月分から翌年3月分）を、7月から翌年3月までの9回（9期）に分けて納めます

のうきげん（）が7月末から翌年3月末になるので、4月から6月は納付の必要はありません。

口座振替のかたも4月から6月は口座振替をしません。

のうきげん（）までに納めないと、延滞きん（）の加算や差しおさえ（）等を受ける場合があります。（７ページ参照）

納付書で納める手間が省け、納め忘れのない介護保険料の口座振替をお勧めします。

１、通帳（口座番号等が確認できるもの）、いんかん（通帳届出いん）を用意します。

２、「預金口座振替（自動払込）依頼書」に必要事項を記入し、口座のある金融機関又は介護保険課に申し込みます。

口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としができないケースがあります。

(問い合わせ先）介護保険課資格係

保険サービスの給付制限について

　特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、滞納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担割合が引き上げられたりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

・１年以上滞納した場合は、サービスの利用がいったん全額利用者負担になります。

サービスを利用するとき、サービスに要した費用の全額をいったん自分で支払い、その後保険給付分（7割から9割）を区に請求して支払いを受ける方法（償還払い）に変わります。

・1年6か月以上滞納した場合は、保険給付が一時差し止めになります。

償還払いの申請をしても、滞納している保険料を支払ってからでなければ、保険給付されません。また、保険給付分から滞納している保険料を差しひかれることもあります。

・2年以上滞納した場合は、保険給付の割合が引き下げられます。

サービスを利用するときの利用者負担が、1割又は2割のかたは3割に、3割のかたは4割に引き上げられます。また、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費は支給されません。さらに、施設サービス利用時に居住費（滞在費）・食費の減額制度を利用できません。償還払いの措置が重複して行われることもあります。

利用者負担割合の詳細は１３ページを参照してください。

(問い合わせ先）介護保険課給付係

介護保険料の減免について

　災害などにより、財産に著しい損害を受けたときや、事業の休廃止・失業等により、世帯の主たる生計維持者の収入が著しく減少し、納付が困難になったときには、事由発生から6カ月以内に申請した場合、保険料が減免されることがあります。詳しくは、介護保険課資格係までご相談ください。

介護保険Ｑ＆Ａ

Ｑ:元気なので介護保険を利用するつもりはありません。介護保険料を支払わなければなりませんか。

Ａ:介護保険料は、介護保険サービスを利用するしないにかかわらず、お支払いいただくことになります。介護保険は、社会全体で介護が必要な人を支えていく制度です。65歳以上のかたと医療保険に加入している40歳から64歳のかたは全員加入します。その保険料で、介護保険の費用の半分がまかなわれます。

Ｑ: 介護保険料を滞納するとどうなりますか。

Ａ: 介護保険料（普通徴収分）は、原則として７月から翌年３月の各月末が納期限となっています。納期限までに納めないでいると、納期限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞金が加算される場合があります。また、翌月20日頃に督促状が送付されます。督促状の納期限後も未納の場合、介護保険課職員が滞納者宅に電話、文書や訪問催告することがあります。さらに相談・連絡もなく納めないでいると、差押え等の滞納処分を受ける場合があります。なお、未納が1年以上続くと、介護保険サービスを利用する際に、給付の制限を受けます。

経済的理由等で納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

(問い合わせ先）介護保険課資格係

**サービス利用の手順**

支援・介護が必要と感じたら

日常生活の中で支援・介護が必要と感じるようになったら、

まず高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）にご相談ください。

どのようなサービスが利用できるか、ご本人の希望や状況を伺いながら手続きをご案内します。

利用の主な手順

各地域に設置された高齢者総合相談センターで相談してください。

高齢者総合相談センターで、ご本人のご希望や状態に合わせて、高齢者総合相談センターの職員が手続きをご案内します。基本チェックリストをもちいるか、要介護・ようしえん（）認定の申請を行うかを判断します。

１、基本チェックリストをもちいることを判断された場合は、25項目の質問により生活機能の低下を確認します。基準に該当した場合、「事業対象者」となり介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。（利用の手順は１１ページから）基本チェックリストにより非該当（自立）と認められたかたは、介護予防・生活支援サービスは利用できませんが、介護予防教室等の一般介護予防事業を利用できます。（利用の手順は３０ページから）

２、要介護・ようしえん（）認定が必要と判断された場合は、「要介護・ようしえん（）認定」を行います。要介護の認定を受けたかたは介護サービスを利用できます。（利用の手順は１１ページから）ようしえん（）の認定を受けたかたは介護予防サービスを利用できます。（利用の手順は１１ページから）

【基本チェックリスト（65歳以上のかたが対象です）とは】

ご本人の心身の状況を把握するための25項目の質問票です。

基本チェックリストにより生活機能の低下がみられたかたは事業対象者となり、要介護・ようしえん（）認定を受けずに介護予防・生活支援サービスを利用できます。

なお、介護予防サービス（福祉用具貸与など）の利用を希望する場合は、要介護・ようしえん（）認定が必要です。

また、40歳から64歳の第2号被保険者で、介護保険のサービスの利用を希望する場合は、要介護・ようしえん（）認定が必要です。

交通事故などの第三者行為により、介護が必要となった場合

交通事故等の第三者の行為により介護が必要となった場合、介護費用は加害者が負担することが原則です。

介護保険サービスを利用する場合は、届出が必要となりますので事前に介護保険課給付係にご相談ください。

**介護認定を受けるには**

　 介護サービス・介護予防サービスを利用するときは、まず「要介護認定・ようしえん（）認定」

の申請をしてください。第1号被保険者は介護が必要になったときに申請できます。

第2号被保険者は特定疾病（２ページ参照）が原因で介護が必要になったときに申請できます。

認定の手順について

要介護認定・ようしえん（）認定の申請

介護が必要になったときは、本人または家族などが高齢者支援課高齢者相談第一係・高齢者相談第二係や高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）に認定の申請をします。

（申請に必要なもの）

要介護認定・ようしえん（）認定申請書、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証等、加入している医療保険情報が確認できるもの

個人番号（マイナンバー）確認書類、本人確認書類（代理人申請の場合は、代理人の本人確認書類・委任状又は代理を依頼されたことがわかるもの）

認定調査

区職員又は区が委託したきょたく（）介護支援事業者等が自宅等を訪問し、心身の状況などについて、本人や家族などから聞き取り調査を行います。

主治医の意見書

本人の主治医に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。（区が依頼します）。主治医がいないかたは、区が指定した医師の診断を受けていただきます。

審査・判定

コンピュータに認定調査の結果と主治医意見書を入力し、一次判定を行います。一次判定の結果と認定調査における特記事項、主治医の意見書をもとに、新宿区が任命した保健・医療・福祉に関する学識経験者で構成された介護認定審査会で介護の必要性を総合的に審査し、要介護状態区分の判定を行います。

認定・通知

介護認定審査会の判定に基づき、「要支援１、２」、「要介護１から５」の認定又は「非該当」の決定が行われ、結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」をお送りします。これらは、原則として申請日から30日以内に送付することになっていますが、何らかの事情で遅れる場合は、別途お知らせします。

要介護状態区分について

要介護状態区分ごとにあらわす平均的な状態例は次のとおりです。要介護・ようしえん（）認定は

心身の状態を総合的に判断し判定されるものです。あくまで、めやすとしてください。

要支援１

歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、薬の内服、調理や買い物などの手段的日常生活動作において何らかの支援を要する状態。

要支援２

要支援１の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態。

要介護１

日常生活上の基本動作についても、自分で行うことが困難であり、要支援２の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態。

要介護２

要介護１の状態に加え、日常生活上の基本動作についても、部分的な介護が必要となる状態。

要介護３

要介護２の状態と比較して、日常生活上の基本動作及び手段的日常生活動作の両方が著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。

要介護４

要介護３の状態に加え、更に動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。

要介護５

要介護４の状態より更に動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態。

非該当

日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、手段的日常生活動作を行う能力もあって、支援や介護を要しない状態。

・新規認定の有効期間は原則6か月、更新認定は原則12か月です。心身の状態が変わったときには、有効期間中でも「状態区分変更認定申請」ができます。区分変更認定の有効期間は原則６か月です。ただし、介護認定審査会の意見により変更する場合もあります。

・認定の有効期間終了以降も、引き続きサービスを受けたいときは、認定の有効期間の終了前に更新認定の申請が必要です。申請は、有効期間の満了の日の60日前から行うことができます。

認定結果に不服があるときは

認定結果に不服がある場合は、まず、介護保険課認定第二係にご相談ください。納得できない場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に東京都の介護保険審査会に審査請求をすることができます。また、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して、６カ月以内に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

(問い合わせ先）介護保険課　認定第一係　認定第二係

**介護（介護予防）サービス利用の手順**

【事業対象者（基本チェックリストにより生活機能の低下が確認されたかた）】

介護予防・生活支援サービスを利用したい

１、地域の高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）に連絡します

高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）に連絡、相談します。担当者が決まります。

２、介護予防ケアプランを作ります

どのようなサービスをどのくらい利用するかについて、高齢者総合相談センターの担当者が、本人や家族の希望を考慮しながら、適切な介護予防ケアプランを本人と相談して作成します。作成費用はかかりません。

３、介護予防・生活支援サービスを利用します

サービス事業者と契約します。契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。介護予防ケアプランに沿って介護予防・生活支援サービスを利用します。

【要支援１、２ のかた】

介護予防サービスを利用したい

１、地域の高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）に連絡します

高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）に連絡、相談します。担当者が決まります。

２、介護予防ケアプランを作ります

どのようなサービスをどのくらい利用するかについて、高齢者総合相談センター等の担当者が、本人や家族の希望を考慮しながら、適切な介護予防ケアプランを本人と相談して作成します。作成費用はかかりません。

介護予防サービスと介護予防・生活支援サービスが利用できます。

３、介護予防サービスを利用します

サービス事業者と契約します。契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。介護予防ケアプランに沿って介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスを利用します。

【要介護１から５のかた】

在宅でサービスを利用したい

１、きょたく（）介護支援事業者に連絡します

相談窓口で配布している事業者ガイドブックなどからきょたく（）介護支援事業者（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。担当のケアマネジャーが決まります。

２、ケアプランを作ります

担当のケアマネジャーは、どのようなサービスをどのくらい利用するかについて、本人や家族の希望を考慮しながら、本人に適したケアプランを作成します。作成費用はかかりません。

３、在宅の介護サービスを利用します

サービス事業者と契約します。契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。ケアプランに沿って介護サービスを利用します。

介護保険施設へ入所したい

１、介護保険施設に連絡します

入所前に見学したり、サービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。

区内及び区が建設助成した区外の特別養護老人ホームは、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）に申し込みます。

２、施設サービス計画を作ります

入所した施設のケアマネジャーが施設サービス計画を作ります。作成費用はかかりません。

３、施設サービスを利用します

施設サービス計画に沿って介護サービスを利用します。

　認定の申請後、結果が出る前にサービスを利用したい場合は３５ページの介護保険Ｑ＆Ａをご覧ください。

ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護保険サービスを利用するときの相談や、利用者の心身の状況に応じたケアプランを作成します。また、サービス事業者との調整やケアプランの評価や見直しを継続的に行います。

事業者を選ぶために…

介護保険は、利用者の選択に基づいてサービスを利用しますので、自分なりに情報を集めることも大切です。インターネットが利用できるかたは「介護サービス情報公表システム」（<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>）のホームページや区ホームページで公開している「新宿区医療・介護・障害・通いの場情報検索サイト（さがせーる新宿）」（https://carepro-navi.jp/shinjuku）を参考にしてください。

サービス事業者と契約する際の注意点

１、重要事項説明書などの書類を受け取り、サービスの内容に納得しましたか？

２、利用者の心身の状況をよく把握してもらっていますか？

３、介護保険が使えるサービスと使えないサービスがわかるようになっていますか？

４、利用料やキャンセル料、支払いについて納得しましたか？

５、契約をやめるときにどうすればよいのかがわかりますか？

利用開始後も不満な点があるときやサービスに納得できないときは、事業者を変えることができます。

疑問な点は、ケアマネジャーに相談してみましょう。

**費用の支払い**

**利用者負担**

介護保険のサービスを利用したときには、サービス費の1割、2割又は3割を支払います。

利用者負担割合について

利用者本人と、同じ世帯にいる65歳以上のかたの所得等により決まります。

要介護・ようしえん（）認定を受けているかた、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、負担割合（1割、2割又は3割）を記載した「負担割合証」を交付します。

|  |
| --- |
| ３割負担 |
| １、第１号被保険者（６５歳以上）で本人の合計所得金額が２２０万円以上のかたでどういつせたい（）の６５歳以上のかた（本人を含む）の年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が、単身世帯の場合は３４０万円以上のかた。２人以上世帯の場合は４６３万円以上のかた |
| ２割負担 |
| ２、第１号被保険者（６５歳以上）で本人の合計所得金額が１６０万円以上のかたでどういつせたい（）の６５歳以上のかた（本人を含む）の年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が、単身世帯の場合は２８０万円以上のかた。２人以上世帯の場合は３４６万円以上のかた。 |
| １割負担 |
| ３、第１号被保険者（６５歳以上）で次のいずれかに該当するかた　　・生活保護受給者　　・住民税非課税者　　・本人の合計所得金額が１６０万円未満のかた　　・本人の合計所得金額が１６０万円以上のかたでも、１（３割負担）および２（２割負担）に該当しないかた４、第２号被保険者（４０歳から６４歳まで）のかた |

１カ月に利用するサービスの利用者負担には、上限額があります。上限額を超えて支払った金額は、高額介護サービス費、高額介護予防サービス事業費として払いもどされます。（１６ページ参照）

「合計所得金額」及び「その他の合計所得金額」については、６ページをご覧ください。

負担割合証について

負担割合は、前年の所得等によって毎年判定しなおし、7月に新しい負担割合証をお送りします。適用期間は8月１日から翌年7月31日までです。

新たに認定を受けたかた（転入により、以前の認定を引き継いだかたを含む）、新たに基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業に該当したかた、負担割合証の記載内容に変更があったかたには、その都度作成し、お送りします。

介護保険のサービスを利用する際は、ケアマネジャー及びサービス事業者に被保険者証、負担割合証の両方を必ずご提示ください。

（問合せ先）介護保険課資格係・地域包括ケア推進課　介護予防係

在宅でサービスを利用した場合

サービス費の1割から3割を支払います。

要介護度ごとに１カ月に利用できる金額の上限（限度額）が設けられています。

限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

[サービスの支給限度額（１カ月）]

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護等状態区分 | 支給限度額（１カ月） | 利用者負担（1割）の場合 | 利用者負担（2割）の場合 | 利用者負担（3割）の場合 |
| 事業対象者 | １カ月の支給限度額５０，３２０円 | 利用者負担が1割の場合５，０３２円 | 利用者負担が2割の場合１０，０６４円 | 利用者負担が3割の場合１５，０９６円 |
| 要支援１ | １カ月の支給限度額５０，３２０円 | 利用者負担が1割の場合５，０３２円 | 利用者負担が2割の場合１０，０６４円 | 利用者負担が3割の場合１５，０９６円 |
| 要支援２ | １カ月の支給限度額１０５，３１０円 | 利用者負担が1割の場合１０，５３１円 | 利用者負担が2割の場合２１，０６２円 | 利用者負担が3割の場合３１，５９３円 |
| 要介護１ | １カ月の支給限度額１６７，６５０円 | 利用者負担が1割の場合１６，７６５円 | 利用者負担が2割の場合３３，５３０円 | 利用者負担が3割の場合５０，２９５円 |
| 要介護２ | １カ月の支給限度額１９７，０５０円 | 利用者負担が1割の場合１９，７０５円 | 利用者負担が2割の場合３９，４１０円 | 利用者負担が3割の場合５９，１１５円 |
| 要介護３ | １カ月の支給限度額２７０，４８０円 | 利用者負担が1割の場合２７，０４８円 | 利用者負担が2割の場合５４，０９６円 | 利用者負担が3割の場合８１，１４４円 |
| 要介護４ | １カ月の支給限度額３０９，３８０円 | 利用者負担が1割の場合３０，９３８円 | 利用者負担が2割の場合６１，８７６円 | 利用者負担が3割の場合９２，８１４円 |
| 要介護５ | １カ月の支給限度額３６２，１７０円 | 利用者負担が1割の場合３６，２１７円 | 利用者負担が2割の場合７２，４３４円 | 利用者負担が3割の場合１０８，６５１円 |

・実際の支給限度額は、金額ではなく単位で決められており、利用するサービスの種類や場所によって1単位当たりの報酬額は異なります。

・利用できる金額のめやすとして、1単位当たり10円で計算しています。

・介護予防・生活支援サービス事業対象者（８ページ参照）と判定されたかたの1カ月に利用できる金額の上限は、原則要支援1の支給限度額です。ただし、利用者の状態により、区が必要と認める場合には、要支援2の限度額まで利用可能です。

・要支援1、２のかたで介護予防・生活支援サービスを利用するかたは、その利用金額も含めます。

上記の限度額に含まれないサービス

　 ・特定福祉用具購入〔特定介護予防福祉用具購入〕

　 ・住宅改修〔介護予防住宅改修〕

　 ・きょたく（）療養管理指導〔介護予防きょたく（）療養管理指導〕

　・特定施設入居者生活介護〔介護予防特定施設入居者生活介護〕

　 ・認知症対応型共同生活介護　　等

施設に入所して利用するサービスは、上記の限度額に含まれません。

施設サービスを利用した場合

サービス費の1割から3割の利用者負担（26ページ参照）に加え、居住費（滞在費）・食費・日常生活費を支払います（短期入所サービスの費用も同様です）。

施設サービス費の利用者負担＋居住費（滞在費）、食費、日常生活費（理美容代など）の自己負担

［介護老人福祉施設の１カ月の居住費（滞在費）・食費の基準費用額（30日で計算）］

|  |
| --- |
| ユニット型個室の居住費（滞在費）　　　　　　　　　　　　　　６１，９８０円 |
| ユニット型個室的たしょうしつ（）の居住費（滞在費）　　５１，８４０円 |
| 従来型個室の居住費（滞在費）　　　　　　　　　　　　　　　　３６，９３０円 |
| たしょうしつ（）の居住費（滞在費）　　　　　　　　　　２７，４５０円 |
| 食費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４３，３５０円 |

居住費（滞在費）・食費等は個々の施設により異なります。表の金額は、全国平均値をもとにしたものです。

［介護老人保健施設・介護医療院の１カ月の居住費（滞在費）・食費の基準費用額（30日で計算）］

|  |
| --- |
| ユニット型個室の居住費（滞在費）　　　　　　　　　　　　　　６１，９８０円 |
| ユニット型個室的たしょうしつ（）の居住費（滞在費）　　５１，８４０円 |
| 従来型個室の居住費（滞在費）　　　　　　　　　　　　　　　　５１，８４０円 |
| たしょうしつ（）の居住費（滞在費）　　　　　　　　　　１３，１１０円 |
| 食費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４３，３５０円 |

居住費（滞在費）・食費等は個々の施設により異なります。表の金額は、全国平均値をもとにしたものです。

介護老人保健施設・介護医療院の多床室の基準費用額は、令和7年8月から改定予定です。

（問合せ先）介護保険課給付係

**負担の軽減等**

利用者負担が高額になったときや、所得の低いかたには負担を軽減するしくみがあります。

非課税世帯のかたに対する居住費（滞在費）と食費の負担の減額

住民税非課税世帯（別世帯の配偶者を含む）で、下表の要件に該当するかたを対象に、26ページの施設サービスや24ページの短期入所サービス利用時の居住費（滞在費）・食費の負担額を軽減します。

適用を受けるには、区への申請が必要です。対象となるかたには、「負担限度額認定証」を交付します。

［施設サービス及び短期入所サービスの１カ月の居住費（滞在費）・食費の自己負担限度額（３０日で計算）］

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象となるかた（段階区分と所得区分、資産要件） | 居住費（滞在費） | 食費 |
| 第１段階生活保護受給者のかた、または世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者のかた資産要件（預貯金等）は単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下 | ユニット型個室の居住費（滞在費）26,400円 | ユニット型個室的たしょうしつ（）の居住費（滞在費）16,500円 | 従来型個室の居住費（滞在費）11,400円括弧(16,500円) 括弧閉じ | たしょうしつ（）の居住費（滞在費）0円 | 食費9,000円 |
| 第２段階世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入金額と非課税年金収入金額とその他の合計所得金額（６ページ参照）の合計が80万円（令和７年８月から80.9万円に改定予定です。）以下のかた資産要件（預貯金等）は単身650万円以下、夫婦で1,650万円以下 | ユニット型個室の居住費（滞在費）26,400円 | ユニット型個室的たしょうしつ（）の居住費（滞在費）16,500円 | 従来型個室の居住費（滞在費）14,400円括弧(16,500円) 括弧閉じ | たしょうしつ（）の居住費（滞在費）12,900円 | 食費11,700円括弧(18,000円) 括弧閉じ |
| 第３段階①　世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入金額と非課税年金収入金額とその他の合計所得金額（６ページ参照）の合計が80万円（令和７年８月から80.9万円に改定予定です。）超120万円以下のかた資産要件（預貯金等）は単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下 | ユニット型個室の居住費（滞在費）41,100円 | ユニット型個室的たしょうしつ（）の居住費（滞在費）41,100円 | 従来型個室の居住費（滞在費）26,400円括弧(41,100円) 括弧閉じ | たしょうしつ（）の居住費（滞在費）12,900円 | 食費19,500円括弧(30,000円) 括弧閉じ |
| 第３段階②世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入金額と非課税年金収入金額とその他の合計所得金額（６ページ参照）の合計が120万円超のかた資産要件（預貯金等）は単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下 | ユニット型個室の居住費（滞在費）41,100円 | ユニット型個室的たしょうしつ（）の居住費（滞在費）41,100円 | 従来型個室の居住費（滞在費）26,400円括弧（41,100円) 括弧閉じ | たしょうしつ（）の居住費（滞在費）12,900円 | 食費40,800円括弧(39,000円) 括弧閉じ |

●従来型個室の居住費（滞在費）の括弧内の金額は、介護老人保健施設、介護医療院及び短期入所療養介護の場合です。

●食費の括弧内の金額は、短期入所サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護）の場合です。

 地域密着型介護老人福祉施設も対象になります。

●「非課税年金」とは、遺族年金、障害年金をいい、かふ（）年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金も含みます。

●第２号被保険者の資産要件は、各段階とも単身で１，０００万円以下、夫婦で２，０００万円以下です。

住民税課税世帯に対する特例減額

高齢夫婦等の住民税課税世帯で、一方又は双方が介護保険施設に入所して、居住費・食費を負担した場合に、生計困難にならないように特例減額制度があります。

申請し承認されると、居住費又は食費もしくはその両方について、上記の自己負担限度額の第３段階②が適用されます。

利用者負担が高額になったとき

１か月間に利用した介護保険サービスの世帯の利用者負担の合計が高額になった場合に、上限額を超えた金額を、高額介護（介護予防）サービス費として支給します。また、介護保険サービスの世帯の利用者負担額に介護予防・生活支援サービス事業の世帯の利用者負担額を加えた金額が上限額を超えた場合は、高額介護予防サービス事業費として支給します。該当するかたには、区から申請書をお送りしますので申請してください。

［利用者負担の上限額（月額）］

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となるかた（段階区分と所得区分） | 負担の上限額 |
| 第１段階せいかつほごじゅきゅうしゃとう（） | こじん（）・せたい（）の上限額１５，０００円 |
| 第２段階世帯全員が住民税非課税で、・老齢福祉年金受給者・本人の前年の課税年金収入金額とその他の合計所得金額の合計が８０万円（令和７年８月から８０．９万円に改定予定です。）以下のかた | こじん（）の上限額１５，０００円せたい（）の上限額２４，６００円 |
| 第３段階世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入金額とその他の合計所得金額の合計が８０万円（令和７年８月から８０．９万円に改定予定です。）を超えるかた | せたい（）の上限額２４，６００円 |
| 第４段階(Ⅰ)住民税課税世帯で、本人又は同一世帯の６５歳以上のかたのうち、一番高いかたの課税所得額が３８０万円未満 | せたい（）の上限額４４，４００円 |
| 第４段階(Ⅱ)住民税課税世帯で、本人又は同一世帯の６５歳以上のかたのうち、一番高いかたの課税所得額が３８０万円以上６９０万円未満 | せたい（）の上限額９３，０００円 |
| 第４段階(Ⅲ)住民税課税世帯で、本人又は同一世帯の６５歳以上のかたのうち、一番高いかたの課税所得額が６９０万円以上 | せたい（）の上限額　　１４０，１００円 |

　　　世帯とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用したかた全員の負担額の合計の上限額を指し、個人とは、介護サービスを利用した本人の負担額を指します。

「福祉用具購入費」・「住宅改修費」、「要介護等状態区分（１４ページ）の支給限度額を超えた額」、「介護保険サービス以外の自己負担額」、「施設サービス等での居住費（滞在費）・食費」は支給対象外です。

（問合せ先）介護保険課給付係

つうしょ（）系サービスの食事費用の減額

区に減額制度の実施の申し出をおこなっている区内の事業所のつうしょ（）系サービス（つうしょ（）介護、つうしょ（）リハビリ、つうしょ（）介護相当サービス等）の食事費用に対して、住民税非課税世帯のかたには、減額制度があります。区への申請が必要です。

利用者負担額の減免

災害などの特別な事情により、介護保険サービス費の利用者負担を支払うことが困難なときは、申請し承認されると減免になります。

（問合せ先）介護保険課給付係

介護保険サービスの利用者負担額の軽減

世帯全員が住民税非課税で以下のアからオの条件を全て満たすかた又は生活保護受給者は、申請し承認されると、一定のサービス（介護予防・生活支援サービス含む）の利用者負担額・居住費（滞在費）・食費のそれぞれ４分の１〔生活保護受給者は個室居住費（滞在費）の全額〕が軽減されます。ただし、利用しているサービス事業者が東京都と新宿区に申し出をおこなっている場合のみ対象になります。

ア、年間収入が単身世帯で150万円( 世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額) 以下

イ、預貯金などの額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額) 以下

ウ、自宅以外に土地・家屋等を所有していないこと

エ、負担能力のある親族等に扶養されていないこと

オ、介護保険料を滞納していないこと

介護保険と医療保険の支払いが高額になったとき

医療保険・介護保険の両方を利用する世帯の負担が重くならないよう、８月から翌年７月の医療保険と介護保険の利用者負担額（年額）の合計が高額になった場合に、所得等に応じて定められた基準額を超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給します。

　また、医療保険、介護保険、介護予防・生活支援サービス事業を利用する世帯にも、利用者負担額（年額）の合計が基準額を超えた場合には、高額介護予防医療合算サービス事業費として支給します。

　支給に該当すると思われるかたには、2月以降に申請書をお送りしますので、申請してください。

資金の貸付について

住宅改修費・福祉用具購入費の貸付

　住宅改修費・福祉用具購入費については、原則として本人が費用をいったん全額支払うこととされていますが、全額の支払いが困難な場合などに、貸付制度を利用すると、はじめから利用者負担のみの支払いでサービスを受けることが可能です。

　なお、はじめから利用者負担のみの支払いでサービスを受けることが可能な、受領委任払い方式による保険給付の申請方法があります。

　受領委任払い方式は、登録された事業者のみご利用できます。詳しくは、２７ページと２８ページをご参照ください。

高額介護サービス費の貸付

　高額介護サービス費が支給されるまでの間、高額介護サービス費に相当する資金の貸付を行います。

（問合せ先）介護保険課給付係

**サービスの種類と費用**

**介護保険のサービスの種類**

介護保険のサービスには、在宅で利用するサービスや施設に入所するサービス、その他いろいろな種類のサービスがあります。以降のページで各サービスを紹介します。

地域密着型サービスは、原則として新宿区民のみ使えるサービスです。

|  |  |
| --- | --- |
| 訪問のサービス | 訪問介護訪問介護相当サービス生活援助サービス定期巡回・随時対応型訪問介護看護（地域密着型サービス）夜間対応型訪問介護（地域密着型サービス）訪問入浴介護訪問看護訪問リハビリテーションきょたく()療養管理指導１９ページから２１ページ |
| つうしょ（）のサービス | つうしょ（）介護地域密着型つうしょ（）介護（地域密着型サービス）つうしょ（）介護相当サービスミニデイサービスつうしょ型（）住民主体サービス・活動つうしょ型（）短期集中サービス認知症対応型つうしょ（）介護（地域密着型サービス）つうしょ（）リハビリテーション２１ページから２３ページ |
| 短期間施設に入所して利用するサービス | 短期入所生活介護短期入所療養介護２４ページ |
| つうしょ（）を中心とした複合的なサービス | 小規模多機能型きょたく（）介護（地域密着型サービス）看護小規模多機能型きょたく（）介護（地域密着型サービス）２５ページ |
| 住まいを移して利用するサービス | 特定施設入居者生活介護認知症対応型共同生活介護（地域密着型サービス）２５ページから２６ページ |
| 介護保険施設に入所する | 介護老人福祉施設地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型サービス）介護老人保健施設介護医療院２６ページから２７ページ |
| 生活環境を改善するためのサービス | 福祉用具貸与特定福祉用具購入住宅改修２７ページから２８ページ |

・利用者負担のめやすについては、新宿区内に所在する事業所がサービス提供をしている場合の計算例を載せています。

・実際にかかる費用は、サービス事業所の所在地や体制、利用するサービスの内容によって異なります。

・利用者負担のめやすは負担割合が１割の場合を記載しています。負担割合が２割の場合は２倍に、３割の場合は３倍にしてめやすとしてください。

・なお、今後の動向により、金額が変更される場合があります。

（問合せ先）介護保険課給付係

**訪問のサービス**

日常生活の手助けをしてもらう

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 訪問介護（ホームヘルプサービス） |
| 対象 | 要介護1から5  |
| サービス内容 | ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を利用できます。〈身体介護中心〉食事、入浴、排せつのお世話、衣類の交換など〈生活援助中心〉住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理など１割の場合の利用者負担のめやす〈1回あたり〉

|  |  |
| --- | --- |
| 身体介護中心 | ２０分未満　　　　　　１８６円 |
| ２０分から３０分未満　２７９円 |
| ３０分から６０分未満　４４２円 |
| 生活援助中心 | ２０分から４５分未満　２０４円 |
| ４５分以上　　　　　　２５１円 |

身体介護中心の20分未満の利用については一定の要件があります。早朝・夜間・深夜などの加算があります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 訪問介護相当サービス |
| 対象 | 要支援1、2のかた及び事業対象者 |
| サービス内容 | ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護（食事、入浴等の生活動作の介助）や生活援助（掃除、洗濯、調理、生活必需ひん（）の買い物などの支援）を利用できます。１割の場合の利用者負担のめやす１回　３２８円 |

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 生活援助サービス |
| 対象 | 要支援1、2 のかた及び事業対象者 |
| サービス内容 | 区の研修を修了した生活援助員等に自宅を訪問してもらい、生活援助（掃除、洗濯、調理、生活必需ひん（）の買い物などの支援）を利用できます。１割の場合の利用者負担のめやす１回　１６３円 |

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超える以下のことなどは、サービスの対象外です。

・本人が使う部屋以外の掃除・ペットの世話・預金の引き出し、預け入れ

・本人以外の人にかかわる洗濯と調理　・草むしり　・家具の移動や修繕

・来客の応接　・模様替え　・留守番など

２４時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを利用する

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| 対象 | 要介護１から５のかた |
| サービス内容 | 日中・夜間を通じて、定期巡回や緊急時など必要に応じて随時訪問をしてもらいます。介護と看護が連携を図り、入浴、排せつの介護や療養上の世話や診療の補助などのサービスを利用できます。原則として区民だけが利用できるサービスです。要支援のかたは利用できません。１割の場合の利用者負担のめやす〈1カ月あたり〉【連携型事業所の場合】（訪問看護を利用しない場合）

|  |
| --- |
| 要介護１、　　６，２０９円 |
| 要介護２、　１１，０８１円 |
| 要介護３、　１８，４００円 |
| 要介護４、　２３，２７６円 |
| 要介護５、　２８，１４９円 |

訪問看護も利用する場合は上記金額の他に訪問看護費として１カ月あたり3,376円かかります。 |

夜間に訪問介護を受ける

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 夜間対応型訪問介護 |
| 対象 | 要介護１から５のかた |
| サービス内容 | 夜間においても安心して在宅生活が送れるよう、定期巡回や通報システムを合わせた夜間専用の訪問介護を利用できます。原則として区民だけが利用できるサービスです。要支援のかたは利用できません。１割の場合の利用者負担のめやす

|  |  |
| --- | --- |
| 基本サービス | １カ月　１，１２８円 |
| 定期巡回サービス | １回　　　　４２４円 |
| 随時訪問サービスⅠ | １回　　　　６４７円 |
| 随時訪問サービスⅡ | １回　　　　８７１円 |

基本サービスはオペレーションセンターへ通報できるサービスです。随時訪問サービス費Ⅱは一人の利用者に対して二人の訪問介護員が訪問するサービスです。 |

自宅でにゅうよく（）する

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護 |
| 対象 | 要介護１から５及び要支援1、2 のかた |
| サービス内容 | 入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動にゅうよくしゃ（）などで自宅を訪問してもらい、入浴の介助を受けます。１割の場合の利用者負担のめやす〈1回あたり〉

|  |
| --- |
| 要支援１、２、　　　　　９７６円 |
| 要介護１から５、　　１，４４４円 |

 |

看護師などに訪問してもらう

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 訪問看護及び介護予防訪問看護 |
| 対象 | 要介護１から５及び要支援１，２ のかた |
| サービス内容 | 訪問看護ステーションなどの看護師などに自宅を訪問してもらい、主治医の指示のもと、病状を観察したり、とこ（）ずれの手当てなどをしてもらいます。１割の場合の利用者負担のめやす〈1回あたり〉

|  |  |
| --- | --- |
| 病院・しんりょうじょ（）からの場合、 | ２０分から３０分未満、　要介護４５５円、　要支援４３６円、 |
| ３０分から１時間未満、　要介護６５５円、　要支援６３１円、 |
| 訪問看護ステーションからの場合、 | ２０分から３０分未満、　要介護５３７円、　要支援５１５円、 |
| ３０分から１時間未満、　要介護９３９円、　要支援９０６円、 |

早朝・夜間・深夜などの加算があります。 |

自宅でリハビリする

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション |
| 対象 | 要介護１から５ 及び要支援１、２ のかた |
| サービス内容 | リハビリの専門職に訪問してもらい、自宅でリハビリを行います。１割の場合の利用者負担のめやす１回　３４２円 |

お医者さんなどによる療養上の管理や指導

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | きょたく（）療養管理指導及び介護予防きょたく（）療養管理指導 |
| 対象 | 要介護１から５及び要支援１、２のかた |
| サービス内容 | 医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、療養上の管理・指導を受けられます。１割の場合の利用者負担のめやす〈1回あたり〉【同日、同じ建物にサービスを受ける人がほかにいない場合】

|  |
| --- |
| 医師の場合（月2回まで）　　　　　　５１５円 |
| 医療機関の薬剤師の場合（月2回まで）５６６円 |
| 薬局の薬剤師の場合（月4回まで）　　５１８円 |
| 歯科衛生士等の場合（月4回まで）　　３６２円 |

 |

リハビリの専門職とは？

　リハビリの専門職とは「理学療法士」や「作業療法士」「言語聴覚士」のことです。具体的には下記のようなリハビリを行います。

・理学療法士：日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。

　 ・作業療法士：日常活動の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。

 ・言語聴覚士：音声・言語・聴覚に障害のあるかたに訓練や検査などを行います。

**つうしょ（）のサービス**

施設にかよって食事や入浴などのサービスを利用する

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | つうしょ（）介護（デイサービス） |
| 対象 | 要介護１から５のかた  |
| サービス内容 | デイサービスセンターなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練、レクリエーションなどを日帰りで利用できます。１割の場合の利用者負担のめやす〈1回あたり〉【通常規模の施設で7から8時間未満の利用の場合】

|  |
| --- |
| 要介護１、　　　７１８円 |
| 要介護２、　　　８４７円 |
| 要介護３、　　　９８１円 |
| 要介護４、　１，１１５円 |
| 要介護５、　１，２５２円 |

食費、日常生活費は別途負担となります。基本のサービスに加えて、個々の状態に応じた機能訓練（個別機能訓練）、食事に関する指導など（栄養改善）、口内の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（こうくう（）機能向上）などのメニューを利用できる事業所もあります。別に費用が加算されます。 |

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 地域密着型つうしょ（）介護（小規模デイサービス） |
| 対象 | 要介護１から５のかた |
| サービス内容 | 定員18人以下の小規模なデイサービスです。原則として区民だけが利用できるサービスです。１割の場合の利用者負担のめやす〈1回あたり〉【7から8時間未満の利用の場合】

|  |
| --- |
| 要介護１、　　　８２１円 |
| 要介護２、　　　９７１円 |
| 要介護３、　１，１２５円 |
| 要介護４、　１，２７８円 |
| 要介護５、　１，４３０円 |

食費、日常生活費は別途負担となります。基本のサービスに加えて、個々の状態に応じた機能訓練（個別機能訓練）、食事に関する指導など（栄養改善）、口内の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（こうくう（）機能向上）などのメニューを利用できる事業所もあります。別に費用が加算されます。 |

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | つうしょ（）介護相当サービス |
| 対象 | 要支援１、２のかた及び事業対象者 |
| サービス内容 | デイサービスセンターなどで、食事、入浴などのサービスや、機能訓練やレクリエーションなどを日帰りで利用できます。基本のサービスに加えて、筋力トレーニングなど（運動器機能向上）、食事に関する指導など（栄養改善）、口内の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（こうくう（）機能向上）などのメニューを利用できる事業所もあります。１割の場合の利用者負担のめやす〈1回あたり〉

|  |
| --- |
| 週１回程度の利用、　　　４７６円 |
| 週２回程度の利用、　　　４８８円 |

※要支援２の場合は、週１回程度の利用でも１回あたり４８８円です。※利用するメニューによって別に費用が加算されます。・栄養改善…………１カ月あたり２１８円・口腔機能向上……１カ月あたり１６４～１７５円　など |

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | ミニデイサービス |
| 対象 | 要支援１、２のかた及び事業対象者 |
| サービス内容 | 介護保険施設などで、生活機能の維持向上のための体操やレクリエーションなどを利用できます。なお、送迎はありません。１割の場合の利用者負担のめやす１回　２０８円 |

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | つうしょ型（）住民主体サービス・活動 |
| 対象 | 要支援１、２のかた及び事業対象者 |
| サービス内容 | 住民を中心とした団体などが、会食や体操、レクリエーション等を実施します。サービス内容や利用料はサービス・活動の実施団体によって異なります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | つうしょ型（）短期集中サービス |
| 対象 | 要支援１、２のかた及び事業対象者 |
| サービス内容 | デイサービスセンターなどで、生活機能の維持向上のため、専門職による集中的なリハビリ（原則として３か月間）を利用できます。 |

認知症のかたが施設にかよって利用するサービス

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 認知症対応型つうしょ（）介護及び介護予防認知症対応型つうしょ（）介護（認知症デイサービス） |
| 対象 | 要介護１から５及び要支援１、２のかた |
| サービス内容 | 認知症のかたが食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで利用できます。認知症のかたを対象とした専門的なケアを提供するデイサービスです。原則として区民だけが利用できるサービスです。１割の場合の利用者負担のめやす〈1回あたり〉【併設型で7から8時間未満利用した場合】

|  |
| --- |
| 要支援１、　　　８５８円 |
| 要支援２、　　　９５９円 |
| 要介護１、　　　９９３円 |
| 要介護２、　１，０９８円 |
| 要介護３、　１，２０６円 |
| 要介護４、　１，３１４円 |
| 要介護５、　１，４１９円 |

食費、日常生活費は別途負担となります。 |

施設にかよってリハビリをする

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | つうしょ（）リハビリテーション（デイケア） |
| 対象 | 要介護１から５のかた |
| サービス内容 | 介護老人保健施設や介護医療院・病院・しんりょうじょ（）で、リハビリの専門職による機能訓練などを日帰りで利用できます。１割の場合の利用者負担のめやす〈1回あたり〉【通常規模の施設で7から8時間未満の利用の場合】

|  |
| --- |
| 要介護１、　　　８４６円 |
| 要介護２、　１，００３円 |
| 要介護３、　１，１６１円 |
| 要介護４、　１，３４９円 |
| 要介護５、　１，５３１円 |

食費、日常生活費は別途負担となります。基本のサービスに加えて、食事に関する指導など（栄養改善）、口内の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（こうくう（）機能向上）などのメニューを利用できる事業所もあります。別に費用が加算されます |

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 介護予防つうしょ（）リハビリテーション（デイケア） |
| 対象 | 要支援１、２のかた |
| サービス内容 | 介護老人保健施設や介護医療院・病院・しんりょうじょ（）で、リハビリの専門職により介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで利用できます。１割の場合の利用者負担のめやす〈1カ月あたり〉

|  |
| --- |
| 要支援１、　２，５１８円 |
| 要支援２、　４，６９３円 |

食費、日常生活費は別途負担となります。基本のサービスに加えて、筋力トレーニングなどの機能訓練（運動器機能向上）、食事に関する指導など（栄養改善）、口内の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（こうくう（）機能向上）などのメニューを利用できる事業所もあります。別に費用が加算されます |

**短期間施設に入所して利用するサービス**

短期入所サービスについては、限度額のはんいない（）であっても、連続して利用できるのは３０日間までとなっています。

部屋のタイプについて

・ユニット型個室とは、ユニットケア（10人程度を1つの単位とする介護方法）をおこなっている施設の個室。

・ユニット型個室的たしょうしつ（）とは、ユニットケアを実施している施設の、プライバシーを確保できるよう従来の部屋を個室に改修した居室。

・従来型個室とは、従来型のケア（ユニットケアでない介護方法）をおこなっている施設の個室。

・たしょうしつ（）とは、定員2人以上の居室。ユニット型の施設にはありません。

・下記の「ユニット型個室等」には、ユニット型個室的たしょうしつ（）も含みます。

自宅で介護を受けている人が一時的に入所する

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） |
| 対象 | 要介護１から５及び要支援１、２のかた |
| サービス内容 | 介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴など日常生活上の介護を受けます。１割の場合の利用者負担のめやす〈1日あたり〉【併設型の施設の場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要支援１ | ユニット型個室等　　588円 | 従来型個室・たしょうしつ（）　501円 |
| 要支援２ | ユニット型個室等　　729円 | 従来型個室・たしょうしつ（）　623円 |
| 要介護１ | ユニット型個室等　　782円 | 従来型個室・たしょうしつ（）　670円 |
| 要介護２ | ユニット型個室等　 857円 | 従来型個室・たしょうしつ（） 746円 |
| 要介護３ | ユニット型個室等　 941円 | 従来型個室・たしょうしつ（） 827円 |
| 要介護４ | ユニット型個室等　1,019円 | 従来型個室・たしょうしつ（）　905円 |
| 要介護５ | ユニット型個室等　1,096円 | 従来型個室・たしょうしつ（）　982円 |

費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。滞在費、食費、日常生活費は別途負担となります。 |

医療上の支援が必要な人が一時的に入所する

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（療養型のショートステイ） |
| 対象 | 要介護１から５及び要支援１、２のかた |
| サービス内容 | 介護老人保健施設などに短期間入所して、看護、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練などを受けます。１割の場合の利用者負担のめやす〈1日あたり〉【介護老人保健施設の場合】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 要支援１ | ユニット型個室等　 　681円 | 従来型個室　　632円 | たしょうしつ（） 　669円 |
| 要支援２ | ユニット型個室等　 　860円 | 従来型個室　　792円 | たしょうしつ（） 　844円 |
| 要介護１ | ユニット型個室等　 　912円 | 従来型個室　　821円 | たしょうしつ（） 　905円 |
| 要介護２ | ユニット型個室等　　 963円 | 従来型個室　　873円 | たしょうしつ（） 　960円 |
| 要介護３ | ユニット型個室等　1,034円 | 従来型個室　　942円 | たしょうしつ（） 1,029円 |
| 要介護４ | ユニット型個室等　1,094円 | 従来型個室　1,001円 | たしょうしつ（） 1,087円 |
| 要介護５ | ユニット型個室等　1,151円 | 従来型個室　1,059円 | たしょうしつ（） 1,147円 |

費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。滞在費、食費、日常生活費は別途負担となります。 |

**つうしょ（）を中心とした複合的なサービス**

かよい（）・訪問・宿泊を組み合わせたサービスを利用する

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 小規模多機能型きょたく（）介護及び介護予防小規模多機能型きょたく（）介護 |
| 対象 | 要介護１から５及び要支援１、２のかた |
| サービス内容 | 小規模な施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを組み合わせたサービスです。同じ事業所から一体てき（）に各種サービスを受けます。原則として区民だけが利用できるサービスです。１割の場合の利用者負担のめやす〈１カ月あたり〉【事業所と同一建物に居住していない利用者の場合】

|  |
| --- |
| 要支援１、　　３, ８３０円 |
| 要支援２、　　７, ７３９円 |
| 要介護１、　１１，６０９円 |
| 要介護２、　１７，０６１円 |
| 要介護３、　２４，８１９円 |
| 要介護４、　２７，３９２円 |
| 要介護５、　３０，２０２円 |

食費、宿泊費などに関しては、別途費用がかかります。 |

かよい（）・訪問・宿泊に看護を組み合わせたサービスを利用する

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 看護小規模多機能型きょたく（）介護 |
| 対象 | 要介護１から５のかた |
| サービス内容 | 小規模多機能型きょたく（）介護の「通い」、「訪問」、「宿泊」のサービスと「訪問看護」を組み合わせたサービスです。同じ事業所から一体てき（）に各種サービスを受けます。原則として区民だけが利用できるサービスです。要支援のかたは利用できません。１割の場合の利用者負担のめやす〈1カ月あたり〉【事業所と同一建物に居住していない利用者の場合】

|  |
| --- |
| 要介護１、　１３，８１７円 |
| 要介護２、　１９，３３１円 |
| 要介護３、　２７，１７４円 |
| 要介護４、　３０，８２１円 |
| 要介護５、　３４，８６３円 |

食費、宿泊費などに関しては、別途費用がかかります。 |

**〈しょうきぼたきのうがた（）・看護小規模多機能型とは〉**

「通い」、「訪問」、「宿泊」を利用者の状態、ニーズに応じて柔軟に組み合わせて日常生活を支援します。

看護小規模多機能型きょたく（）介護には、訪問看護が加わります。医療ニーズの高い利用者の状態に応じたサービスを提供します。

**住まいを移して利用するサービス**

有料老人ホームなどに入居して介護サービスを利用する

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 |
| 対象 | 要介護１から５及び要支援１、２ のかた |
| サービス内容 | 介護型の有料老人ホームなどに入居しているかたが利用するサービスです。食事、入浴など日常生活上の介護や機能訓練を受けます。１割の場合の利用者負担のめやす〈1カ月あたり〉

|  |
| --- |
| 要支援１、　　５，９８５円 |
| 要支援２、　１０，２３６円 |
| 要介護１、　１７，７２４円 |
| 要介護２、　１９，９１５円 |
| 要介護３、　２２，２０４円 |
| 要介護４、　２４，３２９円 |
| 要介護５、　２６，５８６円 |

居住に関しては、別途費用がかかります。 |

「とくていしせつにゅうきょしゃ（）生活介護」を利用できるのは、有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち、「特定施設（入居施設で入居者の受ける介護サービスが介護保険の対象となる施設）」の指定を受けた施設です。

認知症のかたが施設で共同生活する

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） |
| 対象 | 要介護１から５及び要支援２のかた |
| サービス内容 | 認知症のかたが家庭的な環境で５人から９人を１ユニットとして共同生活を行いながら、サービスを受けます。原則として区民だけが利用できるサービスです。要支援１のかたは利用できません。１割の場合の利用者負担のめやす〈1カ月あたり〉【2ユニット以上の場合】

|  |
| --- |
| 要支援２、　２４，４９３円 |
| 要介護１、　２４，６２４円 |
| 要介護２、　２５，７６８円 |
| 要介護３、　２６，５５３円 |
| 要介護４、　２７，０７６円 |
| 要介護５、　２７，６３２円 |

居住に関しては、別途費用がかかります。 |

介護職員と良好な関係を築き、サービスを利用しましょう

介護職員が適切な業務知識のもと、誠意をもって介護にあたるのは当然のことですが、一方介護現場では、一部の利用者やご家族等による介護職員へのハラスメント行為の発生が報じられています。たたく、物を投げるなどの身体的暴力、怒鳴る、理不尽な要求をするなどの精神的暴力、身体を触るなどの性的な嫌がらせは、介護職員の心身に影響を及ぼすばかりでなく、利用者ご自身へのサービス提供にも支障をきたしかねません。利用者やご家族と事業者が信頼関係を築き、介護職員が安心してはたらけることが、よりよい介護サービスの安定的な提供につながります。

**介護保険施設に入所する**

要支援のかたは施設サービスを利用できません。

施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプなどによって異なります。

部屋のタイプの違いについては、２４ページを参照してください。

居住費、食費、日常生活費は、別途利用者の負担となります。（１４ページ参照）

下記の「ユニット型個室等」には、ユニット型個室的たしょうしつ（）も含みます。

生活介護が中心の施設

区内及び区が建設助成した区外の特別養護老人ホームは高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）に申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム） |
| 対象 | 要介護３から５のかた |
| サービス内容 | 常に介護が必要で、自宅での生活が困難なかたを対象とした施設です。食事・入浴など日常生活上の介護や健康管理を受けます。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、原則として区民だけが利用できる定員が29人以下の、小規模な介護老人福祉施設です。部屋のタイプはユニット型個室のみです。要介護１、２のかたは、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であることが認められる場合、「特例入所」として利用できます。１割の場合の施設サービス費のめやす〈1カ月あたり〉

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要介護３ | 　ユニット型個室等　26,651円 | 従来型個室・たしょうしつ（）　23,937円 |
| 要介護４ | ユニット型個室等　28,973円 | 従来型個室・たしょうしつ（）　26,226円 |
| 要介護５ | ユニット型個室等　31,229円 | 従来型個室・たしょうしつ（）　28,482円 |

特例入所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要介護１ | ユニット型個室等　21,909円 | 従来型個室・たしょうしつ（）　19,261円 |
| 要介護２ | ユニット型個室等　24,198円 | 従来型個室・たしょうしつ（）　21,550円 |

 |

介護やリハビリがちゅうしん（）の施設

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 介護老人保健施設 |
| 対象 | 要介護１から５のかた |
| サービス内容 | 病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要なかたを対象とした施設です。看護、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練を行うことによって、在宅生活への復帰を目指します。１割の場合の施設サービス費のめやす〈1カ月あたり〉

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 要介護１ | ユニット型個室等　26,226円 | 従来型個室 23,446円 | たしょうしつ（）　25,932円 |
| 要介護２ | ユニット型個室等　27,730円 | 従来型個室 24,951円 | たしょうしつ（）　27,567円 |
| 要介護３ | ユニット型個室等　29,856円 | 従来型個室 27,076円 | たしょうしつ（）　29,692円 |
| 要介護４ | ユニット型個室等　31,654円 | 従来型個室 28,875円 | たしょうしつ（）　31,425円 |
| 要介護５ | ユニット型個室等　33,289円 | 従来型個室 30,477円 | たしょうしつ（）　33,093円 |

 |

医療と介護を一体てき（）に提供する施設

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 介護医療院 |
| 対象 | 要介護１から５のかた |
| サービス内容 | 長期に療養が必要であるかたに、必要な医療並びに療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練及び日常生活上の世話を行います。１割の場合の施設サービス費のめやす〈1カ月あたり〉

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 要介護１ | ユニット型個室等 27,795円 | 従来型個室 23,577円 | たしょうしつ（） 27,240円 |
| 要介護２ | ユニット型個室等 31,392円 | 従来型個室 27,207円 | たしょうしつ（） 30,837円 |
| 要介護３ | ユニット型個室等 39,208円 | 従来型個室 34,989円 | たしょうしつ（） 38,652円 |
| 要介護４ | ユニット型個室等 42,510円 | 従来型個室 38,325円 | たしょうしつ（） 41,955円 |
| 要介護５ | ユニット型個室等 45,519円 | 従来型個室 41,301円 | たしょうしつ（） 44,963円 |

 |

**生活かんきょう（）を改善するためのサービス**

日常の生活を補助するための福祉用具を借りる

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与 |
| 対象 | 要介護１から５及び要支援１、２のかた |
| サービス内容 | 次の13種類がレンタルの対象となります。一定の例外を除き、要支援1、2のかた、要介護１のかたは１から４のみ利用できます。一定の例外に該当するかは、個々のケースで判断しますので、ケアマネジャーに相談してください。１３自動排泄処理装置は、要介護4、5のかたのみ利用できます。（尿のみを吸引するものは要支援1、2及び要介護1から3のかたも利用できます）１、　手すり（工事を伴わないもの）２、　スロープ（工事を伴わないもの）３、　歩行器４、　歩行補助つえ（松葉づえ、多点杖等）５、　車いす６、　車いす付属品（クッション、電動補助装置等）７、　特殊寝台８、　特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等）９、　とこ（）ずれ防止用具（エアーマット等）１０、たいい（）変換器（起き上がり補助装置を含む）１１、認知症老人徘徊感知機器（りしょう（）センサーを含む）１２、移動用リフト（立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む。つり具の部分を除く）（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）１３、自動排泄処理装置（交換可能部品を除く。便吸引の場合は原則要介護4、5のかたのみ）レンタル費用の1割から3割が利用者負担です（用具の種類、事業者によってレンタル料は異なります）。機能やかかくたい（）の異なる複数の商品を提示してもらいましょう。 |

福祉用具を購入する

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 特定福祉用具購入及び特定介護予防福祉用具購入 |
| 対象 | 要介護１から５及び要支援１、２のかた |
| サービス内容 | 次の福祉用具を指定の事業者から購入したときは、いったん全額支払ったあとに利用者負担額を除いた額が支給されます。都道府県から指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりません。１、　腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）２、　自動排泄処理装置の交換可能部品３、　入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等）４、　かんいよくそう（）５、　移動用リフトのつり具の部分６、　排せつ予測支援機器７、　スロープ（可搬型のものは除く）８、　ほこうき（）（歩行車は除く）９、　歩行補助つえ（カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る）上記のうち７～９は、「貸与」または「購入」のいずれかを選択できます。ケアマネジャーや福祉用具販売事業者に相談してください。1年間（毎年4月1日から翌年3月31日）10万円までが限度で、その1割から3割の利用者負担額を除いた額が支給されます。事業者によっては、受領委任ばらい（）方式（購入費用の利用者負担額のみを事業者に支払い、区が残りの費用を事業者に支払う方式）が利用できます。受領委任ばらい（）登録事業者のみご利用いただけますので、事前に福祉用具販売事業者にご確認ください。 |

より安全な生活のために住宅を改修する

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの名前 | 住宅改修及び介護予防住宅改修 |
| 対象 | 要介護１から５及び要支援１、２のかた |
| サービス内容 | 生活環境を整えるため下記の住宅改修をおこなったときは、いったん全額支払ったあとに、利用者負担額を除いた額が支給されます。新築、増築は対象外です。施工前の申請が必要です。施工前に介護保険課給付係にご相談ください。介護保険の対象となる工事・手すりの取付け・段差や傾斜の解消（スロープの設置など）・滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更・開き戸から引き戸等への扉の取替え、扉の撤去・和式便器から洋式便器への取替え等・その他これらの各工事に付帯して必要な工事屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。利用限度額／２０万円まで1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給されます。手続きの流れ・相談・検討　区の窓口やケアマネジャーに相談します。できるだけ複数の事業者から見積をとり、内容を検討しましょう。・申請　工事を始める前に区の窓口に、住宅改修が必要な理由書や申請書、改修予定箇所の日付入りの写真等、必要書類を提出し、改修の申請をします。・工事と支払い　区の審査結果を受けてから着工します。改修後、日付入りの写真を撮影します。改修費用をいったん全額自己負担して事業者に支払います。・払い戻し（工事完了）の手続き　工事が完了したら、区の窓口に日付入りの写真や領収書等を提出し、改修が終わったことを伝えます。・払い戻し　工事が介護保険の対象であると認められた場合、20万円を上限として、実際にかかった費用から利用者負担額を除いた額が支給されます。１人につき原則２０万円までが限度で、その１割から３割の利用者負担額を除いた額が支給されます。事業者によっては、受領委任ばらい（）方式（工事費用の利用者負担額のみを事業者に支払い、区が残りの費用を事業者に支払う方式）が利用できます。受領委任ばらい（）登録事業者のみご利用いただけますので、事前に住宅改修事業者にご確認ください。 |

（問合せ先）介護保険課給付係

**介護予防事業**

**一般介護予防事業**

介護予防や日常生活の自立に向けた取組、地域の介護予防活動等に対して支援します。

対象者は、６５歳以上のかた、６５歳以上のかたの支援のための活動に関わるかたです。

事業によって対象が異なります。また、その他の要件が加わる場合があります。

（１）介護予防教室（事前申し込み必要）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となるかた | 　区内在住の65歳以上で、介護保険の「要支援」「要介護」認定を受けていないかた及び介護予防・生活支援サービス事業における事業対象者（基本チェックリスト該当者）でないかた |
| 費用 | １回の参加につき100円 |
| 申し込み方法 | 四半期ごと（4月から6月、7月から9月、10月から12月、1月から3月）に参加者を「広報新宿」で募集します。希望者ははがきまたは新宿区ホームページからお申込みください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 教室名 | 内容 |
| シニア脳活トレーニング教室 | 脳のトレーニングや日常的に取り組める運動を行い、楽しく脳を活性化します。 |
| シニアバランストレーニング教室 | 座って行うきんりょく（）バランストレーニングを中心に、主に上半身のきんりょく（）を鍛えて若々しく動ける体を作ります。 |
| シニアスポーツチャレンジ教室 | 立って行うきんりょく（）バランストレーニングを取り入れ、おもに下半身のきんりょく（）を鍛えて転びにくい体を作ります。 |

（２）介護予防教室（事前申し込み不要）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となるかた | 　区内在住の６５歳以上で、医師から運動を禁止されていないかた |
| 費用 | 無料 |
| 申し込み方法 | 実施当日会場で受け付けます。開催日時等は「広報新宿」に掲載します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 教室名 | 内容 |
| 転倒予防教室 | 日常的に取り組める運動や介護予防に関する知識を身につけます |
| 腰痛・膝痛予防教室 | 腰痛や膝痛の予防体操を行い、正しい姿勢を身につけて痛みの出にくい体を作ります。 |

（３）新宿いきいき体操

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 楽しくためになる介護予防体操です。区内の高齢者施設では、体操の指導法を学んだ「新宿いきいき体操サポーター」が、「新宿いきいき体操ができる会」を開催しています。 |

（４）新宿ごっくん体操

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 歌いながら、からだを動かすことで、食べる機能（かむ、飲み込む）の衰えを予防するえんげ（）体操です。口をしっかり動かして、歌うだけでも効果があります。 |

（５）しんじゅく１００トレ

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | ゆっくりと繰り返し負荷をかけ、日常生活に必要な筋力をアップするためのトレーニングです。ご近所のかたで集まって取り組んでいただけるように、トレーニングの指導やおもりバンドの貸与などを行います。 |

（６）筋骨・体力確認会～きがるにチェック！～（旧：おてがる体力確認会）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となるかた | 　区内在住の65歳以上で、医師から運動を禁止されていないかた |
| 内容 | 生活に必要な体力を簡単な方法で測定します。開催日時等は「広報新宿」に掲載します。 |
| 費用 | 無料 |

（７）高齢期の健康づくり・介護予防出前講座

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となるかた | 区内在住の65歳以上で、5人から50人までのグループ |
| 内容 | 介護予防運動指導員等がグループの活動場所に出向き、高齢者の健康づくりや介護予防につながる運動等について具体的な方法をご紹介します。 |
| 費用 | 無料 |

（８）住民等提案型事業助成

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 地域の主体的な介護予防事業に対して、その経費の一部を助成します。助成金額：年間上限30万円（同一内容の事業への助成は通算して3回までです。助成回数に応じて４分の３から４分の１の助成率となります。）「広報新宿」で希望団体を募集します。 |

（９）講演会

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 高齢期の健康づくりと介護予防に関する講演会を実施します。開催日等は「広報新宿」に掲載します。 |

（１０）地域リハビリテーション活動支援事業

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 介護予防の取組を支援するため、リハビリテーション専門職の派遣を行います。 |
| 費用 | 無料 |

（問い合わせ先）地域包括ケア推進課介護予防係 電話　03-5273-4568　FAX 03-6205-5083

**高齢者保健福祉サービス**

介護保険外の主な高齢者保健福祉サービス

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の名前 | 担当部署 | 対象者 | サービス内容 | 費用など |
| 健康しんさ（）・がん検診 | 健康づくり課健診係電話03-5273-4207FAX 03-5273-3930 | 受診を希望するかたただし、65歳以上の東京都後期高齢者医療制度加入者を除く、40歳から74歳のかたの健康しんさ（）は、新宿区国民健康保険加入者と生活保護等受給者のみ施設入所者は、対象とならない場合がありますのでご注意ください。 | 新宿区健康しんさ（）および新宿区がん検診 | 健康しんさ（）無料各種がん検診有料（ただし、生活保護または中国残留邦人等支援給付の受給者、住民税非課税世帯は自己負担なし） |
| 歯科健康しんさ（）・後期高齢者歯科健康しんさ（） | 健康づくり課健康づくり推進係電話03-5273-3047FAX 03-5273-3930 | 受診を希望するかた・歯科健康しんさ（）年度中に誕生日を迎えた時点での満年齢が16歳から75歳のかた・後期高齢者歯科健康しんさ（）年度中に誕生日を迎えた時点での満年齢が76歳以上のかた | 歯や歯肉の状態のチェック（健診）やアドバイス、７６歳以上は飲み込み等口腔機能チェックも行います。寝たきりなどで通院できない方には、歯科医師がご自宅を訪問します。 | 有料（ただし、生活保護または中国残留邦人等支援給付の受給者、住民税非課税世帯は自己負担なし）70歳以上のかたは無料 |
| 高齢者の保健事業と介護予防の一体てき（）実施事業 | 健康づくり課健康づくり推進係電話03-5273-3494FAX 03-5273-3930 | ７５歳以上のかた健診結果等に基づき対象のかたには個別に通知します。 | 低栄養など改善のための「元気アップ訪問相談事業」で、医療専門職チームが月1回程度訪問して3か月間の個別支援を実施 | 無料 |
| 住宅設備改修・自立支援住宅改修・自立支援日常生活用具支給 | 介護保険課給付係電話03-5273-4176FAX 03-3209-6010 | ・住宅設備改修　65歳以上で要介護認定「要支援」または「要介護」のかたで、介護保険の同種類の給付を受けておらず、既存設備の使用が困難であるかた。ただし、流し・洗面台取替えは、車いすを使用するかたに限る。・自立支援住宅改修　65歳以上で要介護認定「非該当」のかた・自立支援日常生活用具支給65歳以上で要介護認定「非該当」のかた | ・自立支援住宅改修介護保険と同じ・自立支援日常生活用具支給　腰掛便座（ポータブルトイレは除く）、スロープ、入浴補助用具、歩行支援用具（シルバーカーを含む）・住宅設備改修　浴槽取替え、流し・洗面台取替え、和式便器から洋式便器への取替えいずれも工事・購入前に要相談、事前相談なしの申請は不可 | 助成限度額内でかかった費用の１割から３割（ただし、生活保護または中国残留邦人等支援給付の受給者は自己負担なし）限度額超過分は全額自己負担 |
| 寝具乾燥消毒サービス | 高齢者支援課高齢者支援係電話03-5273-4305FAX 03-5272-0352 | 65歳以上で次のいずれかに該当する在宅のかた１、　一人暮らしのかた、または65歳以上のみの世帯のかた（にっちゅう（）に同様の状態となる世帯も可）２、　身体障害者手帳1、2級のかた３、　愛の手帳1、2度のかた４、　寝たきりのかた等 | 地区ごとに定められたサービス実施日に、安否確認を兼ねて自宅を訪問し、寝具をお預かりして乾燥消毒等を実施乾燥消毒…年11回（4月から8月、10月から3月）水洗い…年1回（9月）水洗いの申請は、8月上旬まで | 乾燥消毒：サービス費用の１割水洗い：サービス費用の１割（ただし、生活保護または中国残留邦人等支援給付の受給者は自己負担なし）　 |
| 理美容サービス | 高齢者支援課高齢者支援係電話03-5273-4305FAX 03-5272-0352 | 65歳以上で次のいずれかに該当する在宅のかた１、　要介護4、5のかた２、　身体障害者手帳1、2級のかた３、　愛の手帳1、2度のかた４、　寝たきりと同様の状態で外出困難のかた | 自宅への出張ちょうはつ（）・カット回数…年６回まで（申請月による） | １回2,000円 |
| おむつ費用助成 | 高齢者支援課高齢者支援係電話03-5273-4305FAX 03-5272-0352 | 次の要件をすべて満たすかた１、　要介護1以上のかた（第2号被保険者のかたを含む）、または65歳以上で医療機関に入院中のかた２、　日常的におむつを必要とするかた３、　介護保険料段階第1から8段階のかた。４、　心身障害者おむつ費用助成を受けていないかたただし、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の入所者は対象外 | 月額10,000円を上限に、おむつ費用を助成【現物助成】カタログで商品注文、配送時に負担金を支払い【代金助成】おむつ持込み不可の病院に入院しているなど、現物助成が困難なかたが対象（3カ月ごとに領収書の写しの提出が必要）申請書を受理した月からの助成開始となり、申請前にさかのぼって助成はできない。 | 購入金額の１割相当（ただし、生活保護または中国残留邦人等支援給付の受給者、住民税非課税者は自己負担なし）限度額超過分は自己負担 |
| おむつあっせん制度 | 高齢者支援課高齢者支援係電話03-5273-4305FAX 03-5272-0352 | おおむね65歳以上で、おむつ費用助成の対象外のかた | 区と協定を結ぶ業者が注文を受け、おむつを配送 | 全額自己負担 |
| 配食サービス | 高齢者支援課高齢者支援係電話03-5273-4305FAX 03-5272-0352 | 65歳以上で一人暮らしのかた、または65歳以上のみの世帯のかた（にっちゅう（）に同様の状態となる世帯も可） | 月曜日から金曜日の希望する曜日に、安否確認を兼ねて、昼食の弁当を配送おかずのきざみ・おかゆも可配送時間…午前10時から12時30分 | １食500円 |
| 敬老杖の支給 | 高齢者支援課高齢者支援係電話03-5273-4305FAX 03-5272-0352 | 65歳以上で歩行に不安のあるかた | 杖（Ｔ字型）を支給ご希望により、杖先ゴムを多点式に変更可 | 無料 |
| 補聴器の支給 | 高齢者支援課高齢者支援係電話03-5273-4305FAX 03-5272-0352 | 次の要件をすべて満たすかた１、　70歳以上で聴力が低下したかた２、　障害者の制度で支給されていないかた前回支給日から5年間は再支給できない | 次の種目からいずれか１つを支給１、補聴器（「耳かけ式」または「箱型」のうち左右いずれか1個）を支給２、補聴器購入費の一部を助成（限度額あり）※対象機器に要件あり１、２ともに区指定の書類を持参のうえ耳鼻科受診が必要 | １、２，０００円（ただし、生活保護または中国残留邦人等支援給付の受給者は自己負担なし）２、補聴器購入費のうち、受給者負担額２，０００円を差し引き、３３，０００円を上限に実費を助成（ただし、生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けているかたは３５，０００円を上限に実費を助成）１、２ともに耳鼻科の受診費用等は自己負担 |
| 回復期生活支援サービス | 高齢者支援課高齢者支援係電話03-5273-4305FAX 03-5272-0352 | 65歳以上で、次の要件をすべて満たす在宅のかた１、　一人暮らしのかた、または65歳以上のみの世帯のかた（にっちゅう（）に同様の状態となる世帯も可）２、　退院または通院の開始日から１か月以内で、おおむね３か月以内に回復の見込みがあるかたただし、要支援、要介護の認定を受けているかた、認定申請中・申請予定のかた等は対象外 | 調理・洗濯・買い物などの家事援助や、通院介助・食事介助・排泄介助などの身体介護を行うヘルパーを派遣8時から18時（12月29日から1月3日を除く）週合計6時間以内派遣期間は3か月以内 | 介護保険の負担割合による（ただし、生活保護または中国残留邦人等支援給付の受給者、住民税非課税者は自己負担なし）1割のかた：１時間300円2割のかた：１時間600円3割のかた：１時間900円 |
| 一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス | 高齢者支援課高齢者支援係電話03-5273-4305FAX 03-5272-0352 | 65歳以上で、次の要件をすべて満たすかた１、　一人暮らしのかた２、　認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上のかた３、　区内在住の介護者がいないかた | 調理・洗濯・買い物などの家事援助や、通院介助・食事介助・排泄介助などの身体介護を行うヘルパーを派遣　8時から18時（12月29日から1月3日を除く）1年（4月から翌年3月まで）に24時間まで（申請月による） | 介護保険の費用負担による（ただし、生活保護または中国残留邦人等支援給付の受給者、住民税非課税者は自己負担なし）1割のかた：１時間300円2割のかた：１時間600円3割のかた：１時間900円 |
| 介護者リフレッシュ支援事業 | 高齢者支援課高齢者支援係電話03-5273-4305FAX 03-5272-0352 | 次のいずれかに該当する65歳以上の在宅高齢者を日常的に介護する区民のかた１、　要介護1以上のかた２、　認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上のかた | 調理・洗濯・買い物などの家事援助や、通院介助・食事介助・排泄介助などの身体介護を行うヘルパーを派遣し、介護者のリフレッシュを支援　8時から18時（12月29日から1月3日を除く）1年（4月から翌年3月まで）に24時間まで（申請月による） | 介護保険の負担割合による（ただし、生活保護または中国残留邦人等支援給付の受給者、住民税非課税者は自己負担なし）1割のかた：１時間300円2割のかた：１時間600円3割のかた：１時間900円 |
| 高齢者緊急ショートステイ | 高齢者支援課高齢者相談第一係電話03-5273-4593高齢者相談第二係電話03-5273-4254FAX 03-5272-0352 | 介護保険の「要支援」・「要介護」の認定を受けたかたで、介護保険によるショートステイの空きがなく、次のいずれかに該当するかた１、　介護する家族の急病やけがにより、介護が受けられない場合２、　介護する家族が親族等の葬儀への参加のため、介護が受けられない場合 | ショートステイの利用期間　7日間原則として、ケアマネジャーから申請ケアマネジャーがいない場合は、担当部署（高齢者支援課）へ相談 | 一般利用者：1日　3,000円生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けているかた：1日　1,670円医療費・雑費（おむつ代）が生じた場合は、自己負担 |
| 徘徊高齢者探索サービス | 高齢者支援課高齢者支援係電話03-5273-4305FAX 03-5272-0352 | 認知症による徘徊のある60歳以上の高齢者を在宅で介護しているかた | 位置情報専用端末機（GPS）を貸出し、位置情報を電話やインターネットにより提供 | 利用料：月額930円（ただし、生活保護または中国残留邦人等支援給付の受給者、住民税非課税者は自己負担なし） |
| 緊急通報システム | 高齢者支援課高齢者支援係電話03-5273-4305FAX 03-5272-0352 | 65歳以上で、次の要件をすべて満たすかた１、　一人暮らしのかた、または65歳以上のみの世帯のかた（にっちゅう（）、夜間に同様の状態となる世帯も可）２、　慢性疾患があるなど、日常生活をするうえで常時注意を要するかた３、　シルバーピア（緊急通報装置が設置されている高齢者集合住宅）等に入居していないかた | 家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥った時に警備会社へ通報できる無線発報器等を設置緊急時に備え、事前に警備会社が自宅の鍵を預かる必要あり | 設置費用の1割（ただし、生活保護または中国残留邦人等支援給付の受給者、住民税非課税者は自己負担なし） |
| 火災安全システム | 高齢者支援課高齢者支援係電話03-5273-4305FAX 03-5272-0352 | 65歳以上で、次の要件をすべて満たすかた１、　一人暮らしのかた、または65歳以上のみの世帯のかた（にっちゅう（）・夜間に同様の状態となる世帯も可）２、　防火の配慮が必要なかた | 次の種目から１つを支給１、　電磁調理器２、　火災警報器３、　ガス安全システム | 設置費用等の1割（ただし、生活保護または中国残留邦人等支援給付の受給者、住民税非課税者は自己負担なし） |
| ちょこっと・暮らしのサポート事業 | 社会福祉協議会地域活動支援課たかだのばば（）事務所電話03-5273-9191FAX 03-5273-3082東分室電話03-3359-0051FAX 03-3359-0012 | 日常生活で援助を必要とする地域住民のかた | 日常生活の困りごとがあり、援助を必要としているかたに、地域のボランティアを紹介（家事・外出支援・電球交換・話し相手など） | 活動内容や状況に応じ有償と無償の活動あり（実費がかかる場合は自己負担）有償：1時間800円（基準額）一人のボランティアが30分程度で解決できる日常生活の困りごとは、無償 |
| 地域見守り協力員事業 | 社会福祉協議会地域活動支援課たかだのばば（）事務所電話03-5273-9191FAX 03-5273-3082東分室電話03-3359-0051FAX 03-3359-0012 | 75歳以上で一人暮らしのかた、または75歳以上のみの世帯のかた（にっちゅう（）に同様の状態となる世帯も可） | 地域見守り協力員（ボランティア）が月に２回程度、見守りを希望するかたを訪問し、玄関先でのあいさつや声かけを通じて見守る。 | 無料 |
| じょうほうし（）「ぬくもりだより」の訪問配布 | 高齢者支援課高齢者相談第二係電話03-5273-4594FAX 03-5272-0352 | 75歳以上の一人暮らしのかた | 月２回、じょうほうし（）「ぬくもりだより」を訪問配布し、安否確認・見守りを行う。 | 無料 |
| 高齢者見守りキーホルダー事業 | 高齢者支援課高齢者支援係電話03-5273-4305FAX 03-5272-0352 | 65歳以上で、外出に不安のあるかた | 個別の登録番号を表示したキーホルダーとシールを配布。道に迷って保護されたときや外出先で倒れたときなどに、高齢者総合相談センターが連絡を受け、迅速な身元確認を行う。 | 無料 |
| 家族介護慰労金 | 介護保険課給付係電話03-5273-4176FAX 03-3209-6010 | 要介護4以上の要介護者を、1年間を通じて介護保険のサービスを利用せずに在宅で介護している家族（要介護者・家族とも非課税世帯に限る）年間1週間程度のショートステイの利用を除く | 慰労金10万円を支給する。 |  |

**介護保険Ｑ＆Ａ**

Ｑ：認定の申請をしましたが、結果が出る前に利用はできますか。

Ａ：暫定プランによりサービスを利用できます。ただし、認定結果によっては非該当になる場合や介護保険で利用できるサービスの支給限度額が変わる場合がありますので、ケアマネジャーとよく相談し、サービスを利用してください。

Ｑ：今利用している事業者を変更したい場合、どこに相談すればいいですか。

Ａ：契約内容に基づき解約、変更することができます。ケアマネジャーに相談して調整してもらいましょう。事業所やケアマネジャーに相談しにくいときは、地域の高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）にご相談ください。ケアマネジャーの変更も同様です。

Ｑ：所得税の確定申告のとき、控除対象となるものはありますか。

Ａ１：介護保険料は、納めた全額が住民税・所得税の社会保険料控除の対象です。詳しくは介護保険課資格係までお問い合わせください。

Ａ２：介護保険の要介護認定を受けているかたのおむつ代は医療費控除の対象となる場合があります。要件や必要書類等について、詳しくは介護保険課認定第一係までお問い合わせください。

Ａ３：一部の介護サービスの利用料には、医療費控除の対象になるものがあります。詳しくは最寄りの税務署や国税庁ホームページでご確認ください。

Ｑ：現在入院中ですが、認定の申請をすることはできますか。

Ａ：退院後に在宅での介護保険サービスを利用する場合、または、介護保険施設への入所を希望される場合は、申請してください。要介護認定は、病状が安定していることが前提となりますので、安定してから申請してください。

Ｑ：他の区市町村へ引っ越す場合、転出届のほかに介護保険については、どのような手続きが必要ですか。

Ａ１：特別養護老人ホーム、有料老人ホームなどの住所地特例対象施設へ引っ越すかたについては、新宿区の介護保険の被保険者資格を継続します。

　介護保険の要介護認定を受けていないかたも含めて、住所地特例適用届を介護保険課へご提出ください。

Ａ２：Ａ１のかた以外で、介護保険の要介護認定を受けているかたは、転出先で転入日から14日以内に要介護認定の申請をしてください。

新宿区の介護保険被保険者資格は喪失しますが、新宿区での要介護状態区分は引き継がれます。介護保険被保険者証、介護保険負担割合証は、転出先の区市町村で交付されます。１５ページの負担限度額認定証は引き継がれません。転出先の区市町村で手続きしてください。

　　　介護予防・生活支援サービスについては、改めて手続きを行う必要がありますので、転出先の地域包括支援センターにご相談ください。

Ａ３：Ａ１とＡ２以外のかたは、手続きは特に必要ありません。介護保険被保険者証をお返しください。後日、介護保険料を精算し、通知書をお送りします。

**高齢者総合相談センターの所在地一覧（令和7年4月1日現在）**

|  |  |
| --- | --- |
| センターの名前 | 所在地・電話番号等 |
| 新宿区役所高齢者総合相談センター | 新宿区歌舞伎町1-4-1新宿区役所本庁舎2階　高齢者支援課内電話　03-5273-4593、03-5273-4254FAX　 03-5272-0352 |
| 四谷高齢者総合相談センター（四谷特別出張所・新宿区役所所管区域） | 新宿区四谷三栄町10-16四谷保健センター等複合施設４階電話　03-5367-6770FAX　 03-3358-6922 |
| 箪笥町高齢者総合相談センター（箪笥町特別出張所所管区域） | 新宿区きたやまぶしちょう（）2－12あかね苑新館内電話　03-3266-0753FAX　 03-3266-0786 |
| 榎町高齢者総合相談センター（榎町特別出張所所管区域） | 新宿区いちがやなかのちょう（）2-42防災センター1階新庁舎完成後、弁天町50に移転予定電話　03-5312-8442FAX 03-5312-8443 |
| 若松町高齢者総合相談センター（若松町特別出張所所管区域） | 新宿区戸山2－27-2戸山シニア活動館１階電話　03-5292-0710FAX　 03-5292-0716 |
| 大久保高齢者総合相談センター（大久保特別出張所所管区域） | 新宿区ひゃくにんちょう（）2－8－13Fiss１階電話　03-5332-5585FAX　 03-5332-5592 |
| 戸塚高齢者総合相談センター（戸塚特別出張所所管区域） | 新宿区たかだのばば（）1－17－20新宿区社会福祉協議会１階電話　03-3203-3143FAX　 03-3203-1550 |
| 落合第一高齢者総合相談センター（落合第一特別出張所所管区域） | 新宿区なかおちあい（）2－5－21聖母ホーム内電話　03-3953-4080FAX　 03-3950-4130 |
| 落合第二高齢者総合相談センター(落合第二特別出張所所管区域） | 新宿区かみおちあい（）2-22-19キャンパスエールかみおちあい（）2階電話　5348-8871FAX　 5348-8872 |
| 柏木高齢者総合相談センター (柏木特別出張所所管区域) | 新宿区北新宿3-27-6北新宿特別養護老人ホーム（かしわ苑）内電話　03-5348-9555FAX　 03-5348-9556 |
| つのはず（）高齢者総合相談センター (つのはず（）特別出張所所管区域) | 新宿区西新宿4－8－35西新宿シニア活動館３階電話　03-5309-2136FAX　 03-5309-2137 |

ご住所によって担当区域が分かれます。詳しくは新宿区役所高齢者総合相談センターへお問い合わせください。

【窓口受付時間】

新宿区役所高齢者総合相談センター　月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時、(火曜日は午後7時まで。土曜日・日曜日・祝日・休日・12月29日から1月3日を除く)

各高齢者総合相談センター　　　　　月曜日から土曜日、午前9時から午後5時30分、(日曜日・12月29日から1月3日までを除く)

**介護保険の担当窓口**

・被保険者資格・負担割合・介護保険料の賦課に関すること

介護保険課　資格係　電話番号　03-5273-4597（直通）　ＦＡＸ　03-3209-6010

・介護保険料の支払いに関すること

介護保険課　資格係　電話番号　03-5273-4273（直通）　ＦＡＸ　03-3209-6010

・介護サービスの苦情に関すること

　介護保険課　給付係　電話番号　03-5273-3497（直通）　ＦＡＸ　03-3209-6010

・要介護認定に関すること

　介護保険課　認定第一係　電話番号　03-5273-3643（直通）　　ＦＡＸ　03-3209-6010

　介護保険課　認定第二係　電話番号　03-5273-4255（直通）　　ＦＡＸ　03-3209-6010

・介護サービスの給付・利用者負担に関すること

介護保険課　給付係　　電話番号　03-5273-4176（直通）　　ＦＡＸ　03-3209-6010

・介護全般に関すること

高齢者支援課　高齢者相談第一係　電話番号　03-5273-4593（直通）ＦＡＸ　03-5272-0352

高齢者支援課　高齢者相談第二係　電話番号　03-5273-4254（直通）ＦＡＸ　03-5272-0352

・介護予防・生活支援サービス事業に関すること

地域包括ケア推進課　介護予防係　電話番号　03-5273-4568（直通）ＦＡＸ　03-6205-5083

・「介護保険べんり帳」に関すること

介護保険課　推進係　電話番号　03-5273-4212（直通）　ＦＡＸ　03-3209-6010

令和7年度版「介護保険べんり帳」令和7年3月発行

発行：新宿区福祉部介護保険課　東京都新宿区歌舞伎町１－４－１

電話：03-5273-4212 FAX:03-3209-6010